



平成17年 1月25日 (火)
第 1 644 号
(毎週火・金曜日発行)
http://www.pref.shimane.jp/

目 次

目 次
告示
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (健康福祉総務課) 1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 1
生活保護法の規定による介護機関の指定 (2 件) (") 2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (2 件) (") 3
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害者福祉課) 4
土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 5
保安林予定森林 (4 件) (森林整備課) 6
解除予定保安林 (4 件) (") 8
保安林の指定施業要件の変更 (3 件) (") 9
土地収用法の規定に基づく事業の認定 (用地対策課) 10

告 示

島根県告示第82号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

Table with 5 columns: 指定訪問看護事業者 (名称, 主たる事業所の所在地), 訪問看護ステーション (名称, 所在地), 指 定 年月日. Row 1: 社団法人 安来市医師会, 安来市今津町563番地 1, 安来市医師会訪問看護ステーション, 安来市伯太町安田1700番地, 平成16年 10月 1 日

島根県告示第83号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2 第 2 号の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		廃止年月日
名 称	主たる事業所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人 安来市能義郡医師会	安来市今津町563番地 1	安来市能義郡医師会訪問看護ステーション	能義郡伯太町安田1700番地	平成16年9月30日

島根県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社団法人 安来市医師会	安来市今津町563番地 1	居宅介護支援事業	安来市医師会 介護計画センター安来	安来市今津町563番地 1	平成16年10月 1日
社団法人 安来市医師会	安来市今津町563番地 1	居宅介護支援事業	安来市医師会 介護計画センター伯太	安来市伯太町安田1700番地	平成16年10月 1日
社団法人 安来市医師会	安来市今津町563番地 1	通所リハビリテーション	安来市医師会病院 デイケアセンター	安来市伯太町安田1700番地	平成16年10月 1日
社団法人 安来市医師会	安来市今津町563番地 1	訪問リハビリテーション	安来市医師会病院	安来市伯太町安田1700番地	平成16年10月 1日
社団法人 安来市医師会	安来市今津町563番地 1	訪問看護	安来市医師会訪問看護ステーション	安来市伯太町安田1700番地	平成16年10月 1日
安来市	安来市安来町878番地 2	短期入所療養介護	介護老人保健施設 コスモス苑	安来市伯太町安田1700の2番地	平成16年10月 1日
安来市	安来市安来町878番地 2	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 コスモス苑	安来市伯太町安田1700の2番地	平成16年10月 1日

介護機関の名称	実施する施設	所 在 地	指定年月日
安来市医師会病院	介護療養型医療施設	安来市伯太町安田1700番地	平成16年10月 1日
介護老人保健施設コスモス苑	介護老人保健施設	安来市伯太町安田1700の2番地	平成16年10月 1日

島根県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北 町 1 番地	居宅介護支援 事業	隠岐の島町布施へ き地診療所	隠岐郡隠岐の島町布施 642番地 1	平成16年 10月 1 日
社会福祉法人 安 来市社会福祉協議 会	安来市伯太町安田1687	居宅介護支援 事業	いきいきの郷はく た	安来市伯太町安田1687	平成16年 10月 1 日
社会福祉法人 安 来市社会福祉協議 会	安来市伯太町安田1687	訪問介護	いきいきの郷はく た指定訪問介護事 業所	安来市伯太町安田1687	平成16年 10月 1 日
社会福祉法人 安 来市社会福祉協議 会	安来市伯太町安田1687	訪問入浴介護	いきいきの郷はく た指定訪問入浴介 護事業所	安来市伯太町安田1687	平成16年 10月 1 日
社会福祉法人 安 来市社会福祉協議 会	安来市伯太町安田1687	通所介護	いきいきの郷はく た指定通所介護事 業所	安来市伯太町安田1687	平成16年 10月 1 日

島根県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		廃止する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
社団法人 安来市 能義郡医師会	安来市今津町563番地 1	居宅介護支援 事業	安来市能義郡医師 会 介護計画セン ター安来	安来市今津町563番地 1	平成16年 9月30日
社団法人 安来市 能義郡医師会	安来市今津町563番地 1	居宅介護支援 事業	安来市能義郡医師 会 介護計画セン ター伯太	能義郡伯太町安田1700 番地	平成16年 9月30日
社団法人 安来市 能義郡医師会	安来市今津町563番地 1	通所リハビリ テーション	安来能義医師会病 院 デイケアセン ター	能義郡伯太町安田1700 番地	平成16年 9月30日
社団法人 安来市 能義郡医師会	安来市今津町563番地 1	訪問リハビリ テーション	安来能義医師会病 院	能義郡伯太町安田1700 番地	平成16年 9月30日
社団法人 安来市 能義郡医師会	安来市今津町563番地 1	訪問看護	安来市能義郡医師 会訪問看護ステー ション	能義郡伯太町安田1700 番地	平成16年 9月30日
伯太町	能義郡伯太町大字東母 里580番地	短期入所療養 介護	伯太町老人保健施 設 コスモス苑	能義郡伯太町安田1700 番地 2	平成16年 9月30日
伯太町	能義郡伯太町大字東母 里580番地	通所リハビリ テーション	伯太町老人保健施 設 コスモス苑	能義郡伯太町安田1700 番地 2	平成16年 9月30日

介護機関の名称	廃止する施設	所在地	廃止年月日
安来能義医師会病院	介護療養型医療施設	能義郡伯太町安田1700番地	平成16年 9月30日
伯太町老人保健施設 コスモス苑	介護老人保健施設	能義郡伯太町安田1700番地 2	平成16年 9月30日

島根県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		廃止する 事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の 所在地		名称	所在地	
布施村	隠岐郡布施村大字布施 218番地24	居宅介護支援 事業	布施村へき地診療 所	隠岐郡布施村642番地 1	平成16年 9月30日
五箇村	隠岐郡五箇村大字郡 588	短期入所生活 介護	五箇村短期入所生 活介護事業所	隠岐郡五箇村大字郡 588	平成14年 3月31日
社会福祉法人 伯 太町社会福祉協議 会	能義郡伯太町大字安田 1687	居宅介護支援 事業	いきいきの郷はく た	能義郡伯太町大字安田 1687	平成16年 9月30日
社会福祉法人 伯 太町社会福祉協議 会	能義郡伯太町大字安田 1687	訪問介護	いきいきの郷はく た指定訪問介護事 業所	能義郡伯太町大字安田 1687	平成16年 9月30日
社会福祉法人 伯 太町社会福祉協議 会	能義郡伯太町大字安田 1687	訪問入浴介護	いきいきの郷はく た指定訪問入浴介 護事業所	能義郡伯太町大字安田 1687	平成16年 9月30日
社会福祉法人 伯 太町社会福祉協議 会	能義郡伯太町大字安田 1687	通所介護	いきいきの郷はく た指定通所介護事 業所	能義郡伯太町大字安田 1687	平成16年 9月30日

島根県告示第88号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定 年月日
社会福祉法人 仁寿会	地域生活援助	ピィラ古城	雲南市三刀屋町古城1284	平成17年 1月17日

島根県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

雲南市吉田町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

堀江 徹 雲南市吉田町吉田83番地 6
高雲 人志 雲南市吉田町吉田464番地
古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
森山美貴男 雲南市吉田町吉田2132番地
須山 光雄 雲南市吉田町民谷170番地 2
景山 逸雄 雲南市吉田町民谷788番地
神田福一郎 雲南市吉田町吉田2552番地
堀江 俊博 出雲市塩冶有原町 1 丁目42番地ハイグランディ 塩冶504
堀江 眞 雲南市吉田町上山79番 1 地
勝部 昇 雲南市吉田町深野139番地 3
柳楽 勇 雲南市吉田町川手348番地

監事

白築 進 雲南市吉田町吉田2824番地
西村 忠明 雲南市吉田町深野287番地

2 就任年月日

平成16年12月18日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

堀江 徹 雲南市吉田町吉田83番地 6
高雲 人志 雲南市吉田町吉田464番地
渡部 保男 雲南市吉田町吉田657番地
古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
岩田 憲悦 雲南市吉田町吉田1899番地 5
森山美貴男 雲南市吉田町吉田2132番地
白築 進 雲南市吉田町吉田2824番地
須山 光雄 雲南市吉田町民谷170番地 2
木村 茂雄 雲南市吉田町民谷694番地
深澤 経夫 雲南市吉田町吉田2526番地
神田福一郎 雲南市吉田町吉田2552番地
河角 喜一 雲南市吉田町吉田1030番地14
堀江 利徳 雲南市吉田町曾木475番地
堀江 俊博 出雲市塩冶有原町 1 丁目42番地ハイグランディ 塩冶504
堀江 眞 雲南市吉田町上山79番 1 地

川島 敬甫 雲南市吉田町上山464番地
勝部 昇 雲南市吉田町深野139番地 3
西村 忠明 雲南市吉田町深野287番地
柳楽 勇 雲南市吉田町川手384番地

監事

藤原 照雄 雲南市吉田町川手108番地
願永 樹男 雲南市吉田町吉田973番地 2
景山 逸雄 雲南市吉田町民谷788番地

島根県告示第90号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市上島町字森坂3833 - 1、3834、3834続1、3835、3836

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第91号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町市山926 - 2、926 - 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第92号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町入間1028 - 1、1029

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第93号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町伏谷1391 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第94号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町寺領1896 - 2、1896 - 12、1896 - 13、1896 - 15、1896 - 22

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第95号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町北原1286 - 8・1376 - 57・1376 - 89・1376 - 114から1376 - 119まで（以上9筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町北原1294 - 4・1294 - 5・1295 - 4（以上3筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第96号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町北原1464 - 6・1492 - 3（以上2筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第97号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿足郡六日市町大字蓼野1662 - 3 から1662 - 8まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第98号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和46年 3月19日農林省告示第509号（一に限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第99号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成 6年 4月 7日農林水産省告示第659号（二に係るものに限る。）、平成 7年11月14日農林水産省告示第1827号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第100号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成 6 年 6 月10日農林水産省告示第920号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第101号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年 1月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 起業者の名称

横田町

- 2 事業の種類

馬木地区（小馬木処理区）農業集落排水資源循環統合補助（処理場建設）事業

- 3 起業地

- (1) 収用の部分

島根県仁多郡横田町大字小馬木地内

- (2) 使用の部分

島根県仁多郡横田町大字小馬木地内

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

馬木地区（小馬木処理区）農業集落排水資源循環統合補助（処理場建設）事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である横田町は、国庫補助金、地方債により既に財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水の処理による農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全である。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることが

ら、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

横田町においては、家庭や集会所等の施設について水洗化率100%を目指して公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業等の各種事業を進めており、本件事業計画地域は、農業集落排水事業実施地区として同町内での6地区目であって早急に事業を実施する必要があると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用していることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

横田町役場

